

高森町子どもいじめ防止条例

条文解説

(前文)

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いです。昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。こうしたいじめから子どもたちを守るためには、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識にたち、学校だけでなく、社会全体で、子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

平成20年12月に、高森中学校では、生徒会が中心となって「小原ヶ丘憲法」を制定し、以来、全校でいじめのない学校づくりに取り組んでいます。

深刻化するいじめの問題に対し、町では、「小原ヶ丘憲法」に託した生徒の想いを町民の皆さんと共有し、『いじめは絶対に許さない』という姿勢を明確に示すとともに、いじめを深刻化させない対策を町ぐるみで推進するため、この条例を制定します。

【解説】

いじめは、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る、やむを得ない事かもしれません。しかしながら、子どもの健やかな成長に深刻な影響を与える行為であり、「小原ヶ丘憲法」の理念を町民の皆さんと共有し、町全体でいじめの未然防止やいじめが深刻化しない体制づくりに取り組むことを表明するとともに、それら対策を講じるため、条例を制定すると述べています。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの問題に対する基本理念及び家庭、学校、町、地域社会等の役割等を明確にし、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

【解説】

いじめを防止し、解決を図ることは、子どもが学校や地域で安心して過ごすために欠かせない要素です。しかし、学校の取り組みだけで対応するには困難なケースもあり、家庭、学校、町、地域社会等が協働して、いじめの問題に取り組むことが必要となっています。そこで、いじめの問題に対する基本理念や家庭、学校、町、地域社会等の役割を明確に示し、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、町全体で、子どもが安心して生活し、学べる環境をつくることを目的としています。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語は、次の各号に掲げる定義によります。

- (1) いじめ 子どもが、他の子どもから、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。
- (2) 町 執行機関である町長及び教育委員会をいい、この条例に関する事務は、教育委員会が所管します。
- (3) 子ども 町内の小学生及び中学生をいいます。
- (4) 学校 町内の小学校及び中学校をいいます。
- (5) 地域社会 町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体並びに町内で事業を営んでいる個人及び法人をいいます。
- (6) 関係機関等 児童相談所、警察署など、子どものいじめの問題の対応に関わる外部機関をいいます。
- (7) 関係者 いじめに関わる学校関係者、当事者、保護者等をいいます。

【解説】

第1号の「いじめ」の定義は、文部科学省に準じた定義です。文部科学省では、いじめの態様として、冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれ、集団による無視、暴力、持ち物の損壊、強要、パソコンや携帯電話による誹謗中傷などをあげています。又、子どもが、いじめと感じたら、すべていじめの対象となります。

第2号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条(教育委員会の職務権限)及び第24条(長の職務権限)に基づき、この条例に関する事務は、予算の執行を除き、教育委員会が管理し、執行するものとしています。

第3号の「子ども」については、小・中学生の義務教育年齢に限定しています。これは、小・中学校が町の所管であることや、年代別にみると、全国的に中学生のいじめの認知率が最も高く、次いで小学生が高いことから、この段階で早期発見、早期対応に結びつけるため、小・中学生としています。ただし、未就学児、高校生等のいじめについて、通報や相談があった場合には、教育相談室や子育て支援センター等で相談に応じるとともに、関係者や関係機関等につなげるなど、それぞれの事情に応じ、適切な措置を講じます。

第5号の「地域社会」とは、地域社会を構成する町内に居住又は勤務する人、町内の自治組織や団体、町内で事業を営む個人や法人をいいます。

第7号の関係者とは、学校関係者、いじめられた子若しくはいじめた子又はその双方の保護者のほか、いじめの真相や事実を知り得た者も含まれます。

(基本理念)

第3条 家庭、学校、町、地域社会及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、学校を中心にそれぞれが役割等に基づき、主体的かつ協

働して、いじめの未然防止及び解決に取り組みます。

2 子どもは、自分を大切に想い、互いに相手を尊重して、豊かな人間関係を築きます。

【解説】

第1項は、家庭、学校、町、地域社会及び関係機関等が協働していじめの防止及び解決に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりをめざすことを明示しています。なお、条文中に「学校を中心に」とあるのは、いじめ問題への対応は、従来通り、子どもや家庭に一番近い学校が中心となってい、町や地域社会、関係機関等は、各々の立場で主体的かつ協働し、学校に全面的に協力して行くことを意味しています。

第2項は、子ども自身も、いじめは自分たちが乗り越えなければならない課題ととらえ、いじめをなくすために、常日頃から豊かな人間関係を築くことの大切さを述べています。なお、条文中に「自分を大切に想い」とあるのは、まず、自分自身を大切にする「自己肯定感」を高め持つことが、相手を尊重する心の芽生えにつながるということの意味しています。

(家庭の役割)

第4条 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教えます。

2 家庭では、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、学校又は町に連絡、相談します。

3 いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決にあたります。

【解説】

第1項について、いじめの問題に対して家庭の役割は極めて重要です。日頃から、家庭内で、子どもの話を聞いてあげる対話の場を大切にするとともに、いじめは人として絶対に許されない行為であることを教えていく必要があります。

第2項は、学校だけでは、いじめの実態をすべて把握することはできないことから、子どもにとって、最も信頼できる家庭での見守りをお願いするとともに、いじめを察知した場合には、速やかに学校や町に連絡し、早期解決をめざすように求めています。

第3項は、いじめが発覚した場合には、いじめられている子ども及びいじめている子どもの双方の保護者や家庭はもとより、いじめのケースによっては、他の保護者や家庭にも、子どもたちのより良い人間関係の改善に協力をお願いしています。

(学校の役割)

第5条 学校は、子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

- 2 学校は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応にあたるとともに、事実関係を町に報告し、町及び保護者、必要に応じて関係機関と連携して解決にあたります。
- 3 学校は、保護者及び地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

【解説】

いじめは、主に学校で発生する重大な教育課題として、教職員が常に危機意識をもち、課題を共有しながら、体系的にいじめの問題に取り組む必要があります。

そのため、第 1 項では、各学校で、いじめ対策委員会を核としたチーム体制を構築し、「いじめ対応マニュアル」を基本に、教職員による校内研修、道徳の授業や学級活動での人権教育やいじめ防止教育、保護者むけの研修会等を実施するほか、保健室等に相談窓口を設け、子どもたちが、悩んでいることや困っていることを、いつでも安心して相談できる環境づくり（第 8 条第 1 項）に努めるなど、学校全体で、いじめの未然防止に取り組むとしています。

また、定期的なアンケート調査等による見落としのないいじめの早期発見を行い、いじめを認知又はいじめの相談があった場合には、速やかに、校内いじめ対策委員会を開き、いじめの事実を教職員間で共有するとともに、学校が一体となってチーム体制による早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー等による心のケアや、継続した見守りにも配慮することを明記しています。

第 2 項は、いじめを認知した場合は、速やかに初期対応を行うとともに、隠蔽することなく、町に報告することを義務づけるとともに、町と連携を密にしながら、家庭や保護者の理解や協力のもと、場合によっては関係機関に協力を求め、いじめの解決にあたるとしています。

第 3 項については、保護者及び地域社会の理解や協力を得るためには、いじめの実態を正確に伝えることが前提条件となります。個人情報の保護を最優先にしつつ、学校便りや P T A の会合等を介して、いじめの現状や取り組み状況等に関する情報を提供するように定めています。

(町の役割)

第 6 条 町は、子どものいじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を講じます。

【解説】

町は、子どものいじめを未然に防止するため、町民に対し、広報、講演会、学習会等とおして、いじめに関する啓発活動や人権教育を行います。

更に、家庭や子育てを応援する事業として、子育て支援センターが中心となって「ファミリー学級」や、家庭での子育ての困り感に寄り添う「ペアレント・トレーニング」、中学生対象に、生徒が命の尊さを学ぶ「いのちの講座」を定期的実施します。

また、いじめに関する相談体制として、教育委員会事務局、教育相談室、子育て支援センターによる電話相談、個別面談及び家庭訪問等の充実（第8条第2項）に努めるほか、いじめの通報や相談を受けた場合には、速やかに学校へ連絡し、事実関係の究明にあたるとともに、学校及び家庭と連携していじめの解決にあたります。

一方、深刻ないじめに対しては、いじめ防止専門委員会の調査結果や助言に基づき、関係者に是正を要請するほか、専門家の派遣等による必要な支援や、関係機関等との連携による適正な措置を講じるものとします。（第9条・第10条・第12条）さらに、臨床心理士や教育相談員、特別支援教育専門員等が学校を巡回し、当事者の心のケアにあたります。

（地域社会の協力）

第7条 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成に協力します。

2 地域社会は、いじめを発見したときは、速やかに、学校又は町に情報を提供します。

【解説】

第1項は、地域社会を構成する町民、自治組織、事業者等に対して、子どもへの見守りや声掛けをお願いするとともに、地域等の活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力を求めるものです。

第2項は、いじめを発見したときは、速やかに、情報の提供に協力を頂くようにお願いしています。

（相談体制の充実）

第8条 学校は、子どもが、いつでも安心して相談できる環境を整えます。

2 町は、家庭や保護者及び地域社会からの連絡又は相談に応じる体制づくりに努めます。

【解説】

第1項では、子どもにとって最も身近な担任教師を中心に、全教職員が、常に子どもに声をかけるように心がけるとともに、気になる子どもには、担任教師をはじめ、教育相談員、スクールカウンセラー、臨床心理士、特別支援教育専門員等が個別に話を聞くほか、保健室等に相談窓口を設置するなど、学校全体で、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことを明記しています。

第2項には、教育委員会事務局、教育相談室、子育て支援センターによる電話相談、個別面談及び家庭訪問が該当します。町は、相談体制の充実とともに、県の「24時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの教育に関する相談」と合わせ、広報・CATV・ホームページ等で周知・徹底を図ります。

(いじめ防止専門委員会の設置)

第 9 条 町は、深刻ないじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、審議、調整及び助言を行うため、高森町いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

【解説】

深刻ないじめとは、学校で解決できない場合や悪質な場合をいいます。委員としては、臨床心理士及び発達障がいの専門家等が考えられます。なお、必要に応じ、町の顧問弁護士に相談するケースも想定されます。

(委員会の所掌事項)

第 10 条 委員会は、町の要請に基づき、深刻ないじめに関する調査、審議又は関係者との調整を行います。

2 委員会は、町に対して調査、審議又は調整の結果を報告し、必要な是正又は支援のあり方を助言します。

3 委員会は、前 1 項に規定する事項を行うために必要と認めたときは、関係者に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

【解説】

第 1 項は、町から要請のあった深刻ないじめの事案について、専門的な立場から調査、審議を行うとともに、関係者と調整を行うように定めています。

第 2 項は、町に対して、調査等の結果の報告とともに、関係者に対する是正や支援のあり方について助言することを求めています。

第 3 項は、調査及び審議等をする際に必要があるときは、関係者に対して、資料の提出や説明などの協力を求めることができると定めています。なお、「その他必要な協力」とは、現場確認への協力などが考えられます。

(委員会の組織等)

第 11 条 委員会の委員は、5 人以内とします。

2 委員は、子どもの問題行動に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する者から、町長が委嘱します。

3 委員の任期は 2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は再任することができます。

5 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

第 2 項は、子どもに関する学識及び子ども支援の経験を有する者から、町長が委嘱するとしています。具体的には、臨床心理士及び発達障がいの専門家等が考えられます。

第 5 項では、委員は、その職務を遂行するうえで知り得た個人情報をも漏洩したり、利用してはならないことを明記しています。

(是正及び支援措置)

第 12 条 町は、委員会の調査等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行います。

2 是正の要請を受けた関係者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 町は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、関係機関等と連携し、適切な措置を講じます。

4 町は、是正の要請若しくは必要な支援又は適切な措置を行ったときは、その執行内容、関係者の対応状況及び結果等を委員会に報告します。

【解説】

第 1 項は、町は、深刻ないじめに対する委員会の調査等の結果や助言をもとに、関係者に対して是正の要請や必要な支援を行うことを明示しています。必要な支援とは、是正にむけた専門家の派遣や個別相談等をいいます。

第 2 項は、是正の要請を受けた関係者に対し、改善のための必要な措置をとるよう求めています。

第 3 項は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、警察署に援助を求めるなど、関係機関等との連携により、適切な措置を講じるものとしています。

第 4 項は、町は、是正等の執行内容、是正の要請等を受けた関係者の対応状況や結果等を委員会に報告するように定めています。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

平成 25 年 6 月 20 日公布